

国際教育プログラム委員会規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事及び学生担当の理事</p> <p>(2) 国際担当の理事</p> <p>(3) 国際交流推進機構長(以下「機構長」という。)</p> <p>(4) 研究科の教授又は准教授 各1名</p> <p>(5) 国際交流推進機構国際交流センター長</p> <p>(6) <u>その他機構長が必要と認める教授又は准教授 若干名</u></p> <p>(7) 教育推進・学生支援部長</p> <p>(8) 教育推進・学生支援部国際教育交流課長</p>	<p>第2条</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) } (同左)</p> <p>(7) }</p> <p>(8) <u>その他機構長が必要と認める者 若干名</u></p>
<p>2 前項第4号及び第6号の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>2 前項第4号及び第8号の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年10月27日から施行する。</p>